

加盟店名：	加盟店契約日： 20 年 月 日
-------	------------------

銀行系クレジットカード一括契約加盟店規約

第1条 (総則・適用範囲等)

- 本規約は、第1条の2に定める加盟店が、日本国内の店舗・施設において、第1条の2に定める会員と対面して、第1条の2に定める信用販売の取扱いを行う場合、株式会社日連連パートナーズ (以下「当社」という) と加盟店との契約関係 (以下「本契約」という) につき定めるものです。
- 第1条の2に定める加盟店が、電話または郵便物を利用したカタログ販売、またはコンピュータ通信を利用した信用販売等、前第1項の対面販売以外の態様による信用販売を行う場合は、覚書等を取り交すものとします。

第1条の2 (用語の定義)

- 「加盟店」とは、本規約承認の上、当社が運営するクレジットカード取引システムに加盟を申込み、当社が加盟を承認した法人または個人をいいます。
- 「会員」とは、当社が運営するクレジットカード取引システムに入会を申込み、当社が入会を認めた個人または法人をいいます。
- 「カード」とは、当社が特別に定める意匠、規格に基づき作成発行し会員にその証として貸与したカードをいいます。
- 「信用販売」とは、会員及び加盟店が当社所定の手続きを行うことにより、加盟店が会員から対価を直接受領することなく、商品、権利の販売並びに役務の提供を行うことをいいます。
- 「カード取扱店舗」とは、本規約に定める信用販売を行う店舗、施設をいいます。
- 「商品等」とは、加盟店が会員に販売する商品若しくは権利又は加盟店が会員に提供する役務をいいます。
- 「売上票」とは、加盟店が信用販売の場合に所定の様式により作成される、売上日付・金額・加盟店名、その他所定の信用販売の内容が記載された書面をいいます。
- 「カード番号等」とは、カードを特定するカード番号及びカードの有効期限、暗証番号並びにセキュリティディコード等 (割賦販売法第35条の1第1項に定める「クレジットカード番号等」を含む。) をいいます。
- 「インプリンター」とは、カード用印字機をいいます。
- 「信用照会端末機」とは、CAT (クレジット・オーソリゼーション・ターミナル)、CCT (クレジット・センター・ターミナル) 等、カードの有効性を照会するための信用照会端末機で、(信用販売において加盟店が行うべき手続き (オーソリゼーション申請、売上データの送信、売上票の作成など) の一部を処理する機能を有する機器及び情報処理システムをいいます。
- 「IC対応端末機」とは、ICカードのICチップに格納された情報 (以下「IC情報」という) を読み取り、IC情報に基づく決済取引を行うことができる端末機をいいます。
- 「PCIDSS」とは、クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準をいいます。
- 「実行計画」とは、クレジットカードセキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」であって、その時々における最新のものをいいます。なお、最新の実行計画は、「一般社団法人日本クレジット協会」のホームページに掲載されています。(https://www.j-credit.or.jp/)
- 「法人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める法人番号をいいます。
- 「信用販売限度額」とは、加盟店が会員1人当たり1回に信用販売できる販売額の総額をいいます。

第2条 (加盟店)

- 加盟店は、信用販売を行う店舗 (以下「カード取扱店舗」という) を指定してあらかじめ当社に届出し、承認を得るものとします。当社の承認のないカード取扱店舗での信用販売はできないものとします。
- 加盟店は、当該店舗内外の見やすい場所に当社の指定する加盟店標識 (ステッカー・スタンド・シール・ポスター等) を掲示するものとします。
- 加盟店は、売上票、売上集計表、当社が認めたカード信用照会端末機、加盟店標識などを本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、またこれを使用者に使用させてはならないものとします。
- 加盟店は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、以下 (1) (2) (3) のいずれの事実も真実であることを表明し、保証します。
 - 第2条の2、第6条、第9条、第23条の2を遵守するための体制を構築済であること。
 - 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また、直近5年間に同法による処分を受けていないこと。
 - 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また、直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。
- 加盟店は、前項の表明保証した内容が真実に反すること又は反するおそれがあることが判明した場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。
- 加盟店は、本契約成立後に本条4項 (1) に定める体制が構築されていないことが判明した場合又は本契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合若しくは本条4項 (2) 若しくは (3) に該当する事由が生じた場合には、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。

第2条の2 (地位の譲渡等)

- 加盟店は、本契約の地位を第三者に譲渡できないものとします。
- 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡・質入れできないものとします。

第2条の3 (加盟店業務の委託)

- 加盟店は、事前に書面による当社の了承なく本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとします。
- 加盟店は、当社から承諾を得ようとする場合には、業務代行者が本規約に定める加盟店の全ての義務及び責任を遵守する能力を有するものであることを確認した上で、当社に対して承諾を取得するものとします。当社は、加盟店及び業務代行者がPCIDSS等の情報セキュリティ基準を充たすか否か、及びその他不適切な事情がないかを考慮して、業務委託を承諾するか否か判断するものとします。
- 当社が業務委託を承諾した場合、加盟店は以下の各号に定める義務を遵守するものとし、これらを遵守できない場合には、直ちに業務委託を取り止め、又は業務代行者を変更するものとします。
 - 当社が業務委託の承諾に条件を付した場合は、当該条件を維持すること。
 - 本規約に定める加盟店の全ての義務及び責任を業務代行者に遵守させること。
 - 加盟店と業務代行者との間の委託契約において、以下に定める事項を規定した上で、これらを業務代行者に遵守させること。
 - カード番号等につき第23条1項に定める漏えい等若しくは目的外利用の事実が判明し、又はそれらのおそれが生じた場合、同条各項に準じて、業務代行者は直ちに加盟店、当社に対してその旨を連絡するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発防止のための計画の策定を行い、その結果を加盟店、当社に報告すること。又、必要に応じて公表し、影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
 - 加盟店は、当社が業務代行者に対し、カード番号等の取扱いに関して第24条各項に定める調査権限と同等の権限を有すること。
 - 業務代行者がカード番号等の取り扱いに関する義務違反をした場合その本規約に基づき業務委託を取り止め、又は業務代行者の変更を行う必要がある場合には、加盟店は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除することができること。
 - 前項により当社が業務委託を承認した場合においても、加盟店は、本規約に定める全ての義務及び責任について免れないものとします。又、業務委託した業務代行者が業務委託に関連して当社、当社が提携する組合・組織又は交流カード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社、当社が提携する組合・組織又は交流カード会社の損害を賠償するものとします。
 - 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に当社に申出の上、当社の承認を得るものとします。
 - 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部又は一部を、加盟店の承認を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第3条 (信用販売)

- 加盟店は、会員が当社の発行するカードを提示して商品の販売または役務等の提供を求めた場合、本規約に従いその会員に対して信用販売を行うものとします。
- カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき、他の者に利用させることはできません。
- 加盟店は、提示されたカードが、当社があらかじめ通知した無効カードに該当しないことを確認して信用販売を行うものとします。
- 加盟店は、当社が現在提携中及び将来提携するカード会社・組織・金融機関などの会員が、その発行するカードを提示した場合についても本規約に従い信用販売を行うものとします。
- 加盟店が取扱うことができる信用販売の種類は、一括払い、2回払い、分割払い (ボーナス併用分割払いを含む)、リボルビング払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いとします。
- 加盟店は、当社が承認した場合以外は、商品券・印紙・切手及び当社が別途指定した商品・役務等について信用販売を行わないものとします。

第4条 (信用販売の円滑な実施)

- 加盟店は、有効なカードを提示した会員に対して正当な理由なくして信用販売を拒絶し、または直接現金での支払いや他社の発行するカードの利用を要求することができないものとします。また会員に現金客と異なる代金・料金・税金等を請求する、又は信用販売の取扱い金額に本規約に定める以外の制限を設けるなど、会員に不利となる差別的取扱いはできないものとします。
- 加盟店は、本規約に基づく信用販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面並びに信用販売の方法について、割賦販売法、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。
- 当社は、加盟店が行っている信用販売が当社に届出たところから従って実施されているかどうか、及び信用販売の方法等が法令に適合しているか否か適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとします。
- 提示されたカードにつき、名義や性別が提示者と整合しない場合、同一人が異なる名義の複数のカードを提示する場合、あるいは異常に大量または高価な購入申込みの場合、換金を目的としたカード利用の疑いがある場合等、カードの提示に不審がある場合は、加盟店は、当社に連絡して、当社の指示に従うものとします。
- 当社が加盟店におけるカード利用状況、カード名義・会員番号等の確認を求めた場合、又は本人確認やカード回収等を依頼した場合、加盟店は当社に協力するものとします。
- 加盟店は、当社がカードの不正使用防止のため協力を求めた場合、これに協力するものとします。

- 当社が、加盟店が行う信用販売について、加盟店の取扱商品等及び信用販売の方法等が、本規約に基づく信用販売の対象として不適当と判断したときは、加盟店は当社の要求に従い速やかに変更・改善等の措置をとるものとします。この場合、当社は、加盟店の変更・改善等の措置がとられる迄の間は、信用販売に関する代金の支払いを拒むことができるものとします。

第5条 (会員との紛議)

- 加盟店は、会員のカード利用により提供した商品 (アフターサービスを含む) 又は役務に関して、苦情、相談等を受けた場合又は紛議が生じた場合には、加盟店の責任及び計算により対処解決にあたるものとします。又、加盟店は当社から依頼があった場合、会員のカード利用状況、提供した商品又は役務などの調査に協力するものとします。
- 前1項により会員が当社に対する支払請求を拒んだ場合若しくは会員の当社に対する支払いが滞った場合、当該代金の加盟店に対する支払いは以下の通りとします。
 - 当該代金が支払前の場合、当社は当該代金の支払いを留保するものとします。
 - 当該代金が支払済の場合、加盟店は当社から請求あり次第直ちに当該代金相当額を返還するものとします。
 - 紛議が解消した場合、当社は加盟店に当該代金を支払うものとします。
- 加盟店は、紛議の解決にあたり会員に対して当該カード利用代金を直接返還しないものとします。これに反し、加盟店が直接会員にカード利用代金を返還したとしても前項の当社に対する返還義務を免れることはできません。

第6条 (カードによる信用販売の方法)

- 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合には、実行計画に従い善良なる管理者の注意義務をもって、カードの有効性等、無効カード通知の有無について調べた上、そのカードが偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用 (以下「不正利用」という) に該当しないことを確認するものとします。カードが有効である場合には、当社所定の売上票にカード記載の会員番号・会員氏名・有効期限等をインプリンターにより印字し、加盟店番号・加盟店名・売場名・担当若名・分割回数等・取引日付・金額・品名・型式・数量など所定の事項を記入の上、その場で会員の署名を求め、当該カード裏面の署名と同一であること、及び写真入りカードの場合にはカード提示者が当該カード面上の写真の人物と同一であることを確認の上、信用販売を行うものとします。この場合、加盟店は必要のない限り写真会員に対し売上票に、会員の署名以外の記載を求めないものとします。
- 端末機設置店では、実行計画に従い善良なる管理者の注意義務をもって、当該端末機をすべての信用販売に使用するものとし、その利用規約に基づきカードの有効性を確認するものとします。万一、端末機から「保留」等取引が成立していない旨のメッセージが出力されたときは、会員に問い合わせを行う旨を説明した上で当社へ電話連絡し、当社の指示に従うものとします。また、端末機の故障・通信障害などにより端末機が使用できない場合には、すべての信用販売に付き、その都度事前に当社へ電話連絡をして承認番号を取得し、その番号を売上票の承認番号欄に記入するものとします。なお、端末機に暗証番号の入力を求める旨の表示がなされ、且つ入力された暗証番号が真正であると端末機が判断した場合には、加盟店は本条1項に定める会員の署名を要しないものとします。
- 加盟店は、前1、2項による信用販売を行った後、会員に対し売上票の交付するものとします。
- 売上票に記載できる金額は、当該信用販売に関する代金、料金、税金のみとし、立替金、過去の売掛金などを含めることはできません。また売上票の金額訂正、取引日付の不実記載などは行わないものとします。金額に誤りがある場合には当該売上票を破棄し、新たに第1項の手続きにより売上票を作成するものとします。又、通常1枚の売上票で処理すべき信用販売を、金額の分割などにより複数の売上票で処理することはできないものとします。
- 売上票は、当社所定であるが当社が事前に承認したもののみ使用することができます。又、売上票は加盟店の責任において保管し、他に譲渡できないものとします。
- 信用販売の取消若しくは解約又は商品の返品があった場合には、当社所定の方法によって売上の取消し処理を行うものとします。この場合、加盟店は取消しの売上票を当社に提出するものとし、当社は当該売上票を第9条に準じて処理するものとします。
- 加盟店は、割賦販売法に定める事項を記載した書面を会員へ交付するものとします。

第7条 (商品等の引渡し)

- 加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに商品・役務等を会員に引渡し又は提供するものとします。但し、信用販売を行った当日に引渡し又は提供することができない場合は、会員に対して書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
- 加盟店は、信用販売による商品・役務等を複数回または継続的に引渡し又は提供する場合において、加盟店の事由により引渡し又は提供することが困難となったときは、直ちにその旨を会員及び当社に連絡するものとします。

第8条 (信用販売額の制限)

- 加盟店が会員1人当たり1回 (代金、料金、税金等を含む) に信用販売できる限度額 (以下「信用販売限度額」という) は、当社の定めた金額とします。なお、1回の信用販売限度額は、同一日、同一売場につき同一カードによる信用販売の総額をいいます。
- 当社は、必要と認めた場合、前項の信用販売限度額を変更することができます。この場合、当社は加盟店へ通知するものとします。
- 加盟店は、信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合には、販売時点において当社の承認を求め、承認番号を売上票の承認番号欄に記入するものとします。

第9条 (無効カードなどの取扱い)

- 次の場合には、加盟店は信用販売を拒絶し当該カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。
 - 当社から無効を通知されたカードの提示を受けた場合
 - 明らかに偽造、変造、模造と判断できるカード若しくは破損したカードの提示を受けた場合
 - 売上票になされた署名が明らかにカードの署名と相違する場合
 - カード提示者がカード記載の本人以外と思われる場合、及び明らかに不審と思われる場合
- 加盟店は、信用販売につきカードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回に及ぶなど割賦販売法及び実行計画の趣旨に鑑みて必要性が認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なくその是正及び再発防止策のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画の策定を実施しなければならないものとします。
- 加盟店は本条2項の場合、直ちにその旨を当社に対して報告するとともに、遅滞なく調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告するものとします。

第10条 (売上票の提出及び支払い)

- 加盟店は、会員に対し信用販売を行った売上票を取扱種別毎に取まとめ、当社所定の売上報告書に添付して当社に提出するものとします。
- 当社が特に認めた場合、加盟店は売上票に代えて、当社所定の規格に対応した売上データを提出することができるものとします。この場合、当社が会員署名のある売上票の提出を求めたときは、加盟店は速やかに提出しなければなりません。
- 当社は、別表に定めるとおり、加盟店により提出された売上票のうち、信用販売の取扱種別毎に所定の締切日までに到着したものをそれぞれ締切り、締切日毎に所定の支払日に、第11条に定める手数料を差引いた金額を指定口座宛振込の方法により支払うものとします。但し、当社が個別に定めた場合、この限りではありません。
- 第6条第6項の手続きにより取消された売上の代金が既に加盟店に支払済の場合、当社は、次回以降に支払予定の売上代金よりこれを差引くことができるものとします。なお、取消代金が売上代金を超える場合、加盟店は当社の請求より差額を支払うものとします。
- ボーナス一括払い販売の取扱期間は、別表に定める2種類の期間のうち、加盟店が加盟店申込書において指定し、当社が認めた期間とします。なお指定の無い場合は当社にて指定する期間に従うものとします。
- 加盟店が、カード会員としてカード利用代金の支払い期限が到来している等、当社に対する債務を履行すべき場合には、当社は請求により一切の債務の期限の利益を喪失させることができ、これらの債権と本規約に基づく一切の債務とを、その債務の期限の如何にかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。本項により相殺する場合、債権債務の手数料及び遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとします。

第11条 (加盟店手数料)

加盟店が当社に支払う手数料は、第10条3項により取扱種別毎に締切日に集計された売上票合計額に当社の定める料率を乗じた金額とします。

第11条 (商品の所有権)

- 加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、第10条に定める支払いが行われた時に加盟店から当社に移転するものとします。但し、当社の支払いが行われた後に、第13条により支払いが取消された場合、支払いにかかる商品の所有権は加盟店が支払金を当社の返還したときに加盟店に復帰するものとします。
- 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用などにより、会員以外のものに対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社が加盟店に対し支払いを行った場合には、信用販売を行った商品の所有権は、当社に帰属するものとします。なお、この場合にも1項の但書の規定を準用するものとします。
- 信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、当社は必要あるときは、加盟店に代って商品を回収することができるものとします。

第11条 (支払いの取消)

- 当社は、次のいずれかに該当する売上票については、加盟店に対する支払いを行わないものとします。また、その代金が支払済のものについては、加盟店は当社より請求あり次第直ちに当該代金を返還するものとします。なお加盟店が当該金額の返還を行わない場合及び第16条1項に定める有料の加盟店標識などの代金を支払わない場合、当社は当該金額を当該加盟店に対する次回以降の支払金から差引くことができるとします。
- 加盟店が提出した売上票が正当なものでないこと、売上票の記載内容が不実又は不備であることなど、有効なカード利用についての売上票でないことと認められる場合
 - 信用販売を行った日から60日を超えて売上票が提出された場合
 - 加盟店が、提示されたクレジットカードがICカード又はICカードを元に偽造された磁気カードであるにもかかわらずIC取引 (IC対応端末機によりIC情報を読み取る方法により第6条所定の手続きを行う取引をいう) 以外の方法で信用販売を行った場合において、会員が自己の利用によるものでない旨を申し出た場合
 - 加盟店の事情により、会員への役務の提供が継続できなくなった場合
 - 第3条、第4条、第6条または第8条に反する場合
 - 第9条に反して、無効なカードの使用者に対して信用販売を行った場合
 - 第10条2項に基づき、売上データの提出を認められている加盟店が、当社の求めに対して会員の署名のある売上票を速やかに提出しない場合
 - 原因となる信用販売に関し、第5条1項に定める紛議については加盟店から当社が通知を受けた日から、又は第14条の2第1項に定める抗弁事由については当社から加盟店が通知を受けた日から2カ月を経過しても解決しない場合
 - その他、信用販売が本規約のいずれかに違反して行われた場合

第11条 (支払いの保留)

当社は、次の場合は当該代金の支払いを保留することができるものとします。

- 当社が、提出された売上票または売上データに記載された会員利用日と売上日が相違する等、売上請求に疑義があると認めた場合、その疑義が解消するまで
- 加盟店が第20条13項、14項、15項に掲げる事由に該当し信用販売契約の履行が困難となるおそれがあると認めた場合、そのおそれが解消するまで

第 1 4 条の 2（支払停止の抗弁）

1. 会員が指定した取扱種別が分割払いの場合、このカード利用に基づく会員に対する当社の支払請求に対し、会員が割賦販売法第 3 0 条の 4 または第 3 0 条の 5 に規定する支払停止の抗弁を主張したときは、当社は加盟店に対してその旨を通知するものとし、加盟店は直ちに当該抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項に該当する場合、当該代金の加盟店に対する支払いは第 5 条 2 項を準用します。
3. 前 1 項の抗弁事由の解消に際しては、第 5 条 3 項を準用します。

第 1 5 条（会員との役務提供契約の解除・中途解約）

1. 加盟店は、役務提供契約（関連商品購入契約を含む）に関し、会員から割賦販売法又は特定商品取引に関する法律に定めるクーリングオフも若しくは契約解除、又は中途解約の申出を受けたときは、直ちに当社へ通知するものとします。
2. 会員の申出がクーリングオフ若しくは契約解除に該当したときは、当社の加盟店に対する支払いは第 1 3 条によるものとします。
3. 会員の申出が中途解約に該当し、会員の当社に対する未払金がある場合には、加盟店所定の中途解約基準に基づき、当社所定の書面により下記の特約の清算手続きを行うものとします。
 - ①加盟店は、会員のカード利用代金の内、未提供役務（商品が返品される場合の商品代金を含む）に相当する金額を、当社に対し、会員の申出の日より 1 0 日以内返還するものとします。なお加盟店は、契約解除または中途解約にかかわる違約金などの清算は会員との間で行うとともに当社に対し、所定のキャンセル手数料を支払うものとします。
 - ②当社は、前①項により当社に返還した金額を、当社の会員に対する立替払い残債務に充当するものとします。
 - ③加盟店は、前①項により当社に返還した金額が会員の当社に対する債務の全額に満たない場合には、当社の指示により、会員に対し、残額の支払義務があることを伝えるものとします。
 - ④前①項により加盟店が当社に返還すべき金額が、会員の当社に対する債務額を超過するときは、加盟店は、事前に当社の承認を得て超過部分のみを直接会員に返還することができるものとします。
4. 会員の申出が中途解約に該当し、会員の当社に対する未払金がない場合には、中途解約に伴う清算は、会員と加盟店との間で行うものとします。

第 1 6 条（加盟店標識代金など）

1. 加盟店が有料の加盟店標識、カード用印字器、その他備品などを希望する場合、その代金を支払うものとします。
2. 加盟店は、本規約が終了した場合、前項に従い支払った代金を返却されなくとも異議ないものとします。

第 1 7 条（遅延損害金）

加盟店は、第 5 条 2 項の②（第 1 5 条の 2、2 項による準用を含む）及び第 1 0 条 4 項及び第 1 3 条の支払いを遅延した時は、当該支払金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、年利 1 4 . 6 % の割合（年 3 6 5 日の日割計算）で遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 1 8 条（有効期間）

本規約の有効期間は 1 年間とします。ただし、加盟店または当社が期間満了 1 カ月前までに書面をもって解約の申出がないときは、更に 1 年間自動的に更新し、以後も同様とします。

第 1 9 条（解約）

1. 加盟店または当社は、第 1 8 条の有効期間の定めにかかわらず、いつでも互いに相手方に対し書面をもって 3 カ月前に予告することによりこの契約を解約することができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は直前 1 年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告なく本契約を解除できるものとします。

第 2 0 条（契約の解除）

1. 加盟店が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対し、催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この場合において、当社に損害（損害賠償・違約金・制裁金・弁護士費用等を含む一切の損害）が生じたときは、本契約終了後といえども当該損害を賠償するものとします。
 - ①加盟店申込書の記載事項又は第 2 条各項の届出事項を偽って記載または提出したことが判明したとき
 - ②加盟店が他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - ③第 2 条の 3 に反して、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
 - ④第 3 条、第 4 条、第 6 条又は第 8 条に反する場合
 - ⑤第 1 3 条に反し、支払済み代金を当社に返還しない場合
 - ⑥第 1 6 条に反し、有料の備品等の代金を支払わない場合
 - ⑦その他、加盟店が本規約に違反した場合
 - ⑧加盟店届出の店舗所在地店舗が実在しないとき、又は加盟店届出の電話番号にて当社から連絡ができないとき
 - ⑨加盟店の営業内容又は業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - ⑩加盟店が差押え、仮差押え、仮処分申立て又は滞納処分を受けた場合、破産・民事再生・会社更生・会社整理・特別清算等の申立てを受けた場合、又はこれらの申立てを自らした場合、合併によらず解散した場合
 - ⑪加盟店が自ら振り出しもしくは引受けた手形、小切手が不渡りになった場合、その他支払いを停止した場合
 - ⑫その他、当社が加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認めた場合
 - ⑬信用販売が行政機関もしくはこれに準じた組織・団体の推奨するセキュリティ水準、又は国際的な標準のセキュリティ水準に適合しない方法で行われた場合であって、当該信用販売に係るカード利用代金について、会員が不正取引であることを主張したとき
 - ⑭加盟店が提示されたクレジットカードが I C カード又は I C カードを元に偽造された磁気カードであるにもかかわらず、I C 取引（I C 対応端末機により I C 情報を読み取る方法により第 9 条所定の手続きを行う手続きをいう）以外の方法で信用販売を行った場合において、会員が自己の利用によるものではない旨を申し出たとき
 - ⑮加盟店又はその代表者もしくはその従業員、その他加盟店の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、又は行政、司法当局より、指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、当社が本契約の解除が相当と判断したとき
 - ⑯会員からの苦情、他のカード会社等からの情報、当社が加盟する加盟店情報機関の登録情報等、外部から得た情報をもとに、当社が加盟店として不適当と認めたとき
 - ⑰加盟店から提出された売上票等又は取消伝票等の成立に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めたとき
 - ⑱加盟店が取扱った信用販売について、会員の換金目的によるカード利用の割合が高くと当社が判断したとき、又は会員のカード利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店がその換金行為に加担するなど、不適切な信用販売を行っているとき当社が判断したとき
 - ⑲その他、当社が加盟店として不適当と判断したとき
2. 前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当社所定の方法により通知するものとします。又、取消し又は解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。又、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。

第 2 1 条（契約終了後の処理）

1. 第 1 8 条、第 1 9 条または第 2 0 条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、加盟店及び当社は信用販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意した場合はこの限りではないものとします。
2. 当社は、第 2 0 条所定の事由が発生した場合、加盟店から既に支払請求を受けている売上について、支払いを取消すか、会員から当該売上代金の支払いを受けるまで加盟店に対する支払いを留保することができるものとします。
3. 加盟店は本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずすとともに売上票、売上集計表など当社から交付されていた取扱関係書類を速やかに当社に返却するものとします。なお端末機を設置している場合には、当社が貸与した端末機は当社の請求により直ちに返却するものとし、これ以外の端末機はその使用規約ならびにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。

第 2 2 条（変更事項の届出）

1. 加盟店が当社に届出た商号、代表者、所在地、電話番号、カード取扱店舗、業種、指定口座、営業項目、取扱商材及び提供する役務の種類並びに提供方法、端末機の I C 対応状況並びにカード番号等の保持状況等を含むがそれらに限られない等に変更があった場合には、直ちに当社所定の手続きにより届け出るものとします。
2. 前項の届出がなかったことにより、又は、その他当社の責によらない事情により、当社から加盟店への通知、送付書類、第 1 0 条の支払金等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に加盟店に到着したものと見なします。又、変更事項を届出なかったことにより、当社からの支払金の受領に関し加盟店と第三者との間で紛議が生じた場合、加盟店は責任をもって対処及び解決し、当社に迷惑をかけないものとします。
3. 本条第 1 項の変更内容を当社が不適当と認めた場合、いつでもこの契約を解除することができるものとします。
4. 本条第 1 項の届出を怠った場合、当社はいつでもこの契約を解除することができるものとします。

第 2 3 条（カード番号等に関する情報等の機密保持）

1. 加盟店は、本契約に基づいて知り得たカード番号その他のカード及び会員に付帯する情報、並びに割引料率を含む当社及びカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、又は本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。
2. 加盟店は前項の情報が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置を取るものとします。
3. 加盟店は、売上票（加盟店控）を破棄するまでの間一時的に保管することを除き、カード番号等、カード又は売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとします。但し、加盟店は P C I D S S 及び実行計画に届けられた措置を実施し、その他当社の指定する情報セキュリティ基準を満たした時に限り、当社が指定した範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとします。なお、前文にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化、実行計画の改定その他の事由により、加盟店が実施する措置が実行計画に届けられた措置又は当社の指定する基準に該当しないおそれが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があると当社が認めるときには、その必要に応じて、加盟店がそれらの情報を保有することを禁止し、又は加盟店が実施する措置の方法若しくは態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
4. 加盟店は、業務代行者に、本条第 1 項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩することがないよう、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置を取るよう十分に指導、監督するものとします。
5. 加盟店は、本条 1 項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに当社に連絡するものとします。

6. 当社は、加盟店に本条 1 項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求め等、必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに誠意をもって協力するものとします。
7. 加盟店は、本条 4 項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策を取るものとします。
8. 加盟店は、前項記載の調査結果判明後、直ちに再発防止策を策定、実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の策定後及び実施後直ちに当社に書面その内容を通知するものとします。
9. 加盟店の責に帰すべき事由により、当社に漏洩等又は目的外利用による損害が発生した場合には、当社は加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
10. 本条 1 項から 9 項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第 2 3 条の 2（個人情報の取扱い）

1. 本条で定める個人情報は、加盟店が加盟店業務において取得した会員の情報とし、加盟店は、本契約における会員の個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守するものとします。
2. 加盟店は、取得した個人情報を取扱う際は、取扱者を限定する等厳重に管理するものとします。
3. 加盟店は、取得した個人情報について不正アクセス、紛失、盗難、改ざん、漏えいその他の事故が発生しないよう必要かつ適切に合理的な予防措置を講じるものとし、また、万一事故が発生した場合は速やかに当社に報告するとともに、当社の指示に従うものとします。
4. 加盟店は、当社の要請があった場合又は本契約が解約、解除若しくは失効したときは、加盟店業務において有している個人情報の一切を直ちに消去し又は返還するものとします。
5. 加盟店が前各項の義務に反して申込み主体等に損害を与えた場合は、その損害は加盟店が負担するものとします。

第 2 4 条（情報の収集・利用及び調査報告の義務・協力）

1. 加盟店及びその代表者または加盟店に加盟店契約の申し込みをした個人、法人、団体及びその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、当社が本項（1）に定める加盟店等の情報（以下「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行った上で、以下のとおり取扱うことに同意します。
 - （1）本契約（本申込みを含む、以下同じ）を含む当社と加盟店等の間の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード及び商品券利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑭の加盟店情報を収集、利用すること。
 - ①加盟店等の名称・所在地・電話番号・郵便番号、代表者の氏名・住所・生年月日・電話番号等加盟店等が加盟申込時及び変更届け時に届け出た事項
 - ②加盟申込日、加盟店、C A T 番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項
 - ③加盟店のカード及び商品券の取扱い状況
 - ④当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
 - ⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - ⑥当社が適正かつ適法な方法で収集した記録簿、住民票等の公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - ⑧当社が加盟を認めなかった場合、その事実及び理由
 - ⑨割賦販売法第 3 5 条の 3 の 5 及び割賦販売法第 3 5 条の 3 の 2 0 における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容及び調査事項
 - ⑩割賦販売法に基づき同行規則第 6 0 条第 2 号イ又は同 3 号の規定による調査を行った事実及び事項
 - ⑪個別信用購入あっせん業者又は包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項
 - ⑫会員から当社に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、当社が会員、及びその他の関係者から調査収集した情報
 - ⑬行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）及び当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）及び加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
 - ⑭加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
 - （2）以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。但し、加盟店等が本号②に定める営業内容について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社問い合わせ窓口へ連絡するものとします）
 - ①当社が本規約に基づいて行う業務
 - ②宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内
 - ③当社のクレジット事業その他当社の事業（当社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
 - （3）本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 加盟店等は前項（1）①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を当社が、加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査並びにカード及び商品券利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者は当社となります。
3. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、本条 1 項と同様に取扱うことに同意します。
4. 当社が加盟店に対して、加盟店の業務内容、会員のカード利用状況及びギフトカード使用実績、紛失・盗難カード又は偽造・変造カードが加盟店において使用されるなどの不正利用が行われ又はそのおそれがある場合、加盟店が本規約に違反し、又はそのおそれがある場合、割賦販売法その他の関係諸法令に基づき調査を行う必要がある場合について調査の協力、報告を求めたときは、速やかにその調査に協力するものとします。
5. 加盟店は、当社が求めた場合は速やかに計算書類等（加盟店が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告書及び付属明細書をいい加盟店が会社以外の法人又は個人事業主の場合は、これに準ずるものをいう）その他加盟店の事業内容、資産内容及び決算内容に関する資料を開示するものとします。
6. 加盟店は、本条 5 項の義務を履行するため加盟店の責任において本条各項記載の書類等を 5 年間保管するものとします。

第 2 5 条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。なお、本条は第 2 0 条に基づく当社による本契約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとします。
 - ①加盟店が第 2 条の 3 の 2 項若しくは第 2 3 条の 3 項の義務を履行せず又は業務代行者が第 2 条の 3 の 2 項に課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき。
 - ②加盟店又は業務代行者の保有するカード番号につき、漏えい等のおそれがある場合であって、第 2 3 条の 5 項の義務を履行しないとき。
 - ③加盟店が第 3 条に違反し、又はそのおそれがあるとき。
 - ④加盟店が行った信用販売について不正使用が行われた場合であって、第 9 条の 2 項又は 3 項の義務を履行しないとき。
 - ⑤前各号に定める場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法その他関連諸法令に基づき又は行政機関からの要請により、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが求められるとき。
 - ⑥その他当社が必要と認めたとき。
2. 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事実の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事実（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第 2 6 条（加盟店信用情報機関の利用及び登録）

1. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報につき、当社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します。（加盟店信用情報機関は本規約末尾に記載のとおりとします。）
 - （1）加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のために、当社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
 - （2）加盟信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行及び取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
 - （3）登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、並びに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. 加盟店の代表者は、加盟店の代表者、他の経営参加する販売店等について、加盟店信用情報機関に加盟店情報の内、個人情報が登録されている場合には、当該情報を、加盟店信用情報機関の加盟会員が前項（2）の目的で共同利用することに同意します。
3. 加盟店等は、加盟店情報の内、個人情報に該当しない情報についても、前二項と同様に取扱うことに同意します。
4. 当社が加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾に記載のとおりとします。なお、当社が新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知するものとします。

第 2 7 条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等は、当社、加盟信用情報機関に対して、当社及び機関がそれぞれ保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとします。
 - （1）当社への開示請求は当社お問い合わせ窓口へ
 - （2）加盟信用情報機関への開示請求は本規約末尾に記載の加盟信用情報機関へ
2. 万が一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。
（当社お問い合わせ窓口）

会社名 株式会社 東連パートナーズ
所在地 〒 0 2 0 - 0 8 2 1 盛岡市中ノ橋通 1 - 1 4 - 2 1
TEL 0 1 9 - 6 5 3 - 2 0 0 0

第 2 8 条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

当社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は第 2 4 条から第 2 6 条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断るこや、解約の手続きをとることがあります。なお、第 2 4 条 1 項（2）②に定める営業内容に対する中止の申し出があっても、加盟を断るこや解約の手続きをとることはありません。

第29条 (契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用)

- 当社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由の如何を問わず、第24条に定める目的(ただし、第24条1項(2)②に定める営業案内を除く)及び第25条の定めに基づき利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 当社は、加盟店契約終了後も第24条に定める目的(ただし、第24条1項(2)②に定める営業案内を除く)及び開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第30条 (お問い合わせ及び苦情の窓口)

当社のお客さま相談室は、以下のとおりです。
 会社名 株式会社 日専連パートナーズ
 所在地 〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-14-21
 TEL 019-653-2000

第31条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は全て日本国法によるものとします。

第32条 (合意管轄裁判所)

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第33条 (本規約に定めのない事項)

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社が別に定める契約書、覚書、加盟店取扱要領などに従うものとします。

第34条 (反社会的勢力との取引拒絶)

- 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等(以下「加盟店」という)が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等
 - 社会運動等標ぼうゴロ
 - 特殊知能暴力集団等
 - 前各号の共生者
 - その他前各号に準ずる者
- 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 加盟店が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は、加盟店に対し、当該事項に関する調査を行い、又、必要に応じて資料の提出を求めることができ、加盟店は、これに応ずるものとします。
- 当社は、加盟店が1若しくは2の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、本契約の締結を拒絶し、または、本契約に基づくクレジット取引を一時的に停止することができるものとします。クレジット取引を一時的に停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、クレジット取引を行うことができないものとします。
- 加盟店が1もしくは2のいずれかに該当した場合、1もしくは2の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または3の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのクレジット取引を継続することが不適切であると当社が認めるときは、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- 5の規定の適用により、当社に損失、損害または費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。また、5の規定の適用により、加盟店に損害等が生じた場合にも、加盟店は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。
- 5の規定に基づき本契約を解除した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連事項が適用されるものとします。

第35条 (規約の変更)

本規約に変更が生じた場合は、必要に応じて当社が加盟店に通知するものとします。なお、本規約の変更について、当社から変更内容を通じた後に会員に対しカードによる信用販売を行った時は、加盟店が変更事項または新加盟店規約を承認したものとみなします。

【別表】売上代金の締切日・支払日

締切日	支払日
1日～15日	当月末日
16日～月末	翌月15日

<注>締切日の15日・月末が休日の場合は、翌営業日とさせていただきます。また、支払日が土曜、日曜、祝祭日及び金融機関休業日の場合、15日払いは翌営業日、末日払いは前営業日とさせていただきます。

<加盟信用情報機関>

本規約に定める加盟信用情報機関は以下のとおりです。

住 所	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDMセンター) 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1
電 話 番 号	住友生命日本橋小網町ビル 03-5643-0011
共同利用の管理責任者	社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター (JDMセンター)
U R L	http://www.j-credit.or.jp/
登録される情報	①割賦販売法35条の3の5及び割賦販売法35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実並びに調査の内容及び調査事項 ②割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行なった事実及び事項 ③個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事項 ④会員会社と加盟店との加盟店契約の申込を受けた事実とその加盟店審査の結果並びにクレジット取引を行った事実、その取引内容、取引の結果、その他取引に関する客観的事実 ⑤顧客(契約済みのものに限らない)から会員会社に申し出のあった内容及び当該内容について、会員会社が顧客などの関係者から調査収集した情報 ⑥行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)及び当該内容について、加盟店情報交換センター(JDMセンター)及び加盟店情報交換センター(JDMセンター)の会員会社が調査収集した情報 ⑦加盟店情報交換センター(JDMセンター)が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等) ⑧前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者または個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)
共同利用するものの範囲	登録包括信用あっせん業者、登録個別信用あっせん業者、立替取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ加盟店情報交換センター(JDMセンター)の会員会社(参加会員は、上記ホームページよりご確認ください。)

本規約については、平成30年9月1日より適用となります。

株式会社 日専連パートナーズ 〒020-0871 盛岡市中ノ橋通1-14-21 電話(019)653-2000

【売上報告日・精算日】

取扱カード名	支払方法	売上期間	締め日	精算日
JCB DC UFJ VISA	1回払い	1日～15日	15日	末日
	分割払い※	16日～末日	末日	翌月15日
	2回払い	前月16日～15日	15日	1回目:翌月15日 2回目:翌々月15日
AMEX	ボーナス一括払い	夏:12/16～6/15 冬:7/16～11/15	夏:6/15 冬:11/15	夏:8/15 冬:1/15
	リボルビング払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	1回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
ダイナース	ボーナス一括払い	夏:12/16～6/15 冬:7/16～11/15	夏:6/15 冬:11/15	夏:8/15 冬:1/15
	リボルビング払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	1回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
UC (G-CAT) (JET-S)	分割払い※	前月26日～10日 11日～25日	10日 25日	末日 翌月15日
	2回払い	前月11日～10日	10日	1回目:翌月15日 2回目:翌々月15日
	ボーナス一括払い	夏:12/11～6/15 冬:7/11～11/15	夏:6/15 冬:11/15	夏:8/15 冬:1/15
UC (オフ伝票)	リボルビング払い	前月26日～10日 11日～25日	10日 25日	末日 翌月15日
	1回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	分割払い※	9日～23日 24日～翌月8日	24日 9日	24日 9日
イオン	ボーナス一括払い	夏:12/11～6/10 冬:7/11～11/10	夏:6/15 冬:11/15	夏:8/15 冬:1/15
	リボルビング払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	1回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
セゾン	2回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	ボーナス一括払い	夏:12/16～6/15 冬:7/16～12/15	夏:6/15 冬:12/15	夏:8/15 冬:1/15
	リボルビング払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
OMC	1回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	2回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	ボーナス一括払い (ボーナス2回分)	夏:12/16～6/15 冬:6/21～11/20	夏:6/20 冬:11/20	夏:8/15 冬:1/15
ポケット	リボルビング払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	分割払い他	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	1回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
楽天	2回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	ボーナス一括払い	夏:11/21～6/20 冬:6/21～11/20	夏:6/20 冬:11/20	夏:8/15 冬:1/15
	リボルビング払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
デビットカード	分割払い他	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	1回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
	2回払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
楽天	ボーナス一括払い	夏:2/1～6/30 冬:8/1～11/30	15日 末日	末日 翌月15日
	ボーナス2回払い	通年	15日 末日	末日 翌月15日
	リボルビング払い	1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日
デビットカード		1日～15日 16日～末日	15日 末日	末日 翌月15日

※OMC、ポケット、楽天以外の分割払いは「24回」まで

株式会社 日専連パートナーズ 〒020-8557 盛岡市中ノ橋通1-14-21 電話019-653-2000